

～保険代理店に求められるRMの知識～

28

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P
平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本とした法人マーケット開拓と支店制度に基づいた仲間作りを推進して業容を拡大している。現在は全国に19支店、2法人営業部、5オフィスを持ち、損害保険約20億、生命保険約25億の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

第28回 リスク分析③(5.4.3)

1. リスク分析手法の検討

今回は、効果的・効率的なリスクアセスメントを実現するための「予備的分析」と「起こりやすさ」の代表的な分析手法をご紹介しますが、適切な手法で行えば100%のリスク分析ができる訳ではありません。

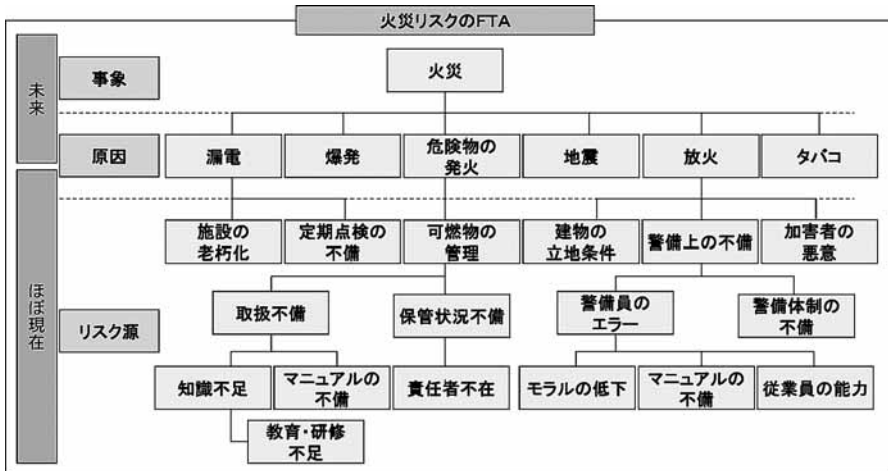
企業にとって大切なのは、自社の規模・特性に基づいて、自社内の限られた時間と能力と人員の中でできる限りリスク分析の精度を追求し、最終的には決断をすることです。「我々にとって〇〇リスクの起こりやすさは〇〇で、結果は〇〇である」と納得感を持った決断をすることが必要であり、その決断があって初めて優先順位を付けて、具体的な対策に取り組めるのです。完璧なリスク分析ではなく、自社のリスクを正しく認識するプロセスを踏まえて納得感のある自社なりの答えを導き出すことが大切なのです。

2. 予備的分析

最も重大なリスク群を発見するために、または余り重大ではないリスクもしくは軽微なリスク群をさらなる分析から除外するために、リスクをふるいにかける場合があります。その目的は、全てのリスクを詳細に分析するのではなく、最も重要なリスクに資源を集中させ、効果的・効率的にリスクを分析することですが、影響の小さいリスクでも頻繁に発生し、重大な累積的作用を持つものは除外しないようにする必要があります。

ふるい分けは、予め規定した基準に基づいて行うことが望ましく、予備的分析においては次の一つ以上の行動方針を決定し、効率的にリスク分析を進めます。

図1：フォールトツリー分析(FTA)の例



- ・詳しいリスクアセスメントを行わずにリスク対応を決める (明らかに重大なリスクや優先順位及びリスク量が明確な場合)
- ・対応する必要のない、重大でないリスクを除外する
- ・詳細なリスクアセスメントに進む (リスクの影響度が大きいと想定される場合)

3. 「起こりやすさ」の分析

JIS Q 30101 (リスクアセスメント技法) においては「起こりやすさ分析及び発生確率の算定」には以下の一般的な3つのアプローチが用いられるとしています。

- 1) 過去データの活用
将来のリスクの発生確率の推定に使用可能な関連する履歴データ (過去に起きた事象または状況等) を活用する方法です。リスク推定に使用するデータは自社のデータが望ましいですが、従来の発生頻度が低い場合は、発生確率の推定値は極めて不確かとなります。他社のデータ等を使用する場合は当該企業の規模・特性や当該リスクの関連するシステムや施設、組織または活動等のリスク環境が類似しているデータを使用することが必要です。
- 2) 予測法を用いた発生確率予測
「起こりやすさ」を分析する場合は、「故障の木解析 (FTA)」を用いることが多く、履歴データが無い場合やデータが不適切な場合はFTAを活用して原因やそれらに影響を与えるリスク源を洗い出し、そこから起こりやすさを類推することが求められます。
- 3) 専門家の意見の反映
自社における分析を補完し、または精度を高めるために様々な専門家の意見を利用することは有効ですが、分析するリスクに関連するシステムや業務、業種や法律等に高い見識を持つ専門家に意見を求める必要があります。

4. フォールトツリー分析(FTA)

FTAは、調査対象の望ましくない事象 (「頂上事象」と言う) の原因及び原因をもたらすリスク源を突き止め、分析するための手法であり、一つの事象からその原因及びリスク源をできる限り広く洗い出し、論理的に原因及びリスク源と頂上事象との論理的関係を描き出した樹形図で図示します。(図1参照)

- 1) FTAの用途
FTAは、事象発生の原因やリスク源を特定することによって定性的に起こりやすさを分析する場合と、原因の発生確率が判明している時に、事象の起こりやすさを定量的に計算するために使用する場合があり、リスク対応等にも重要な情報を提供します。
- 2) FTAの実施手順
①分析する事象を決定する。(特定したリスクから予備的分析を通して絞り込む)
②事象を引き起こす可能性のある原因を特定する。(原因と事象は一体となって未来に発生しますが、現在に存在するリスク源が継続的に存在することで未来の原因となる場合もある)
③原因を分析し、その原因を引き起こすリスク源を明らかにする。
④リスク源を逐次、段階を追ってより下位のレベルまで特定し続ける。
⑤これをさらなる分析が非生産的になるまでもしくは具体的な管理策が実施できるリスク源に至るまで行う。
⑥特定したリスク源や過去の発生状況等から原因ごとの起こりやすさを分析する。
⑦上記プロセスを協議チームで協議し、事象の「起こりやすさ」を決定する。

5. 保険代理店の役割

今回は、リスクの「起こりやすさ」を分析する方法論としてフォールトツリー分析 (FTA) について説明させていただきましたが、リスク分析の目的は100%の起こりやすさを求めることではなく、合理的な手順を踏まえて、自社の規模・特性に応じたリスクの想定を行い、それを全社で認識し、受け入れ、適切な対応を行うことによって安心・安全な経営を実現することです。

そして、リスクアセスメントにおいて適切なプロセスを踏んでいることが経営陣の注意義務を果たすことに繋がり、それが会社を守ることに繋がります。

保険代理店は会社と経営者を守るために適切なリスクアセスメントを行い、リスク分析における正しい判断を促し、経営者の注意義務・忠実義務を果たすことを支援することで健全な企業経営を支えていくことが必要です。

参考文献：ISO31000:2009 リスクマネジメント 解説と適用ガイド 日本規格協会
ISO31010:2012 リスクマネジメント-リスクアセスメント技法 日本規格協会

セルフメディケーション税制Q&A

厚生労働省がHP上で公表
来年1月から医療費控除の新特例として

厚生労働省は、このほど、セルフメディケーション税制に関するQ&Aをホームページに掲載した。同税制は、2017年1月から医療費控除の特例として、特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が合計1万2,000円を超えた場合に適用される制度である。Q&Aは15問あり、年内に対象の医薬品を通信販売等で購入しても、その支払日が来年1月1日以降なら、本制度の対象になることなどが明らかとなっている。製造販売業者と小売業者向け以外の一般向けの項目を紹介する。

【セルフメディケーション税制について】

Q セルフメディケーション税制とはどんな制度ですか。
A 適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日～平成33年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品 (いわゆるスイッチOTC医薬品) の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額 (上限：8万8千円) について、その年分の総所得金額等から控除する新税制です。

Q 創設の目的はなんですか。

A 国民のセルフメディケーションの推進を目的としています。セルフメディケーションはWHOにおいて「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と定義されています。セルフメディケーション

を推進していくことは、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取組を促進することはもちろん、医療費の適正化にもつながります。

Q 従来の医療費控除との関係はどのようになっていますか。

A セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) による所得控除と、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。購入した対象医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらの適用とするか、対象者ご自身で選択することになります。

【申告方法について】

Q 確定申告はいつ行えばいいですか。

A 確定申告をする必要がある方は2月中旬から3月中旬の定められた期間に確定申告を行う必要があります。

【対象の医薬品について】

Q 対象の医薬品はどんなものですか。

A 医師によって処方される医療用医薬品から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品 (いわゆるスイッチOTC医薬品) です。

本税制の対象となるOTC医薬品 (約1,500品目) は厚生労働省のHPで掲載しているほか、一部の製品については関係団体による自主的な取組により、対象医薬品のパッケージにこの税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

※なお、薬局製造医薬品 (薬局製剤) においても、対象成分を含有する品目がありますが、こちらは本税制の対象外

となります。

【その他】

Q 対象の医薬品を通信販売等で購入する際、支払い日が平成29年1月1日以降の場合、この制度の対象になるのでしょうか。

A 支払い日が施行日以降である場合は対象となります。

Q 控除の対象となる額は税込みか税抜きかどちらでしょうか。

A 実際に支払った税込み後の価格が控除の対象となります。

Q ドラッグストアで一律〇%引きのセールが開催されている場合、控除額はどのような取扱いになるのでしょうか。

A 割引後の価格が控除額となります。

Q 購入した証明書類をなくしてしまった場合はどうすればいいですか。

A セルフメディケーション税制を活用される場合は、必要事項を記載した領収書が必要ですので、購入した薬局等でレシートの再発行をしていただく必要があります。また、証明書類に対象医薬品の目印が付けられていない場合も同様です。

Q 平成29年1月1日以降に新たにリストに追加された品目については、平成29年1月1日以降の購入であれば、リスト掲載前の購入であっても税制の対象になるのでしょうか。

A 対象となります。

知ってトクする -875-

税務情報

